

小松市緑の基本計画

1. 計画の背景・目的

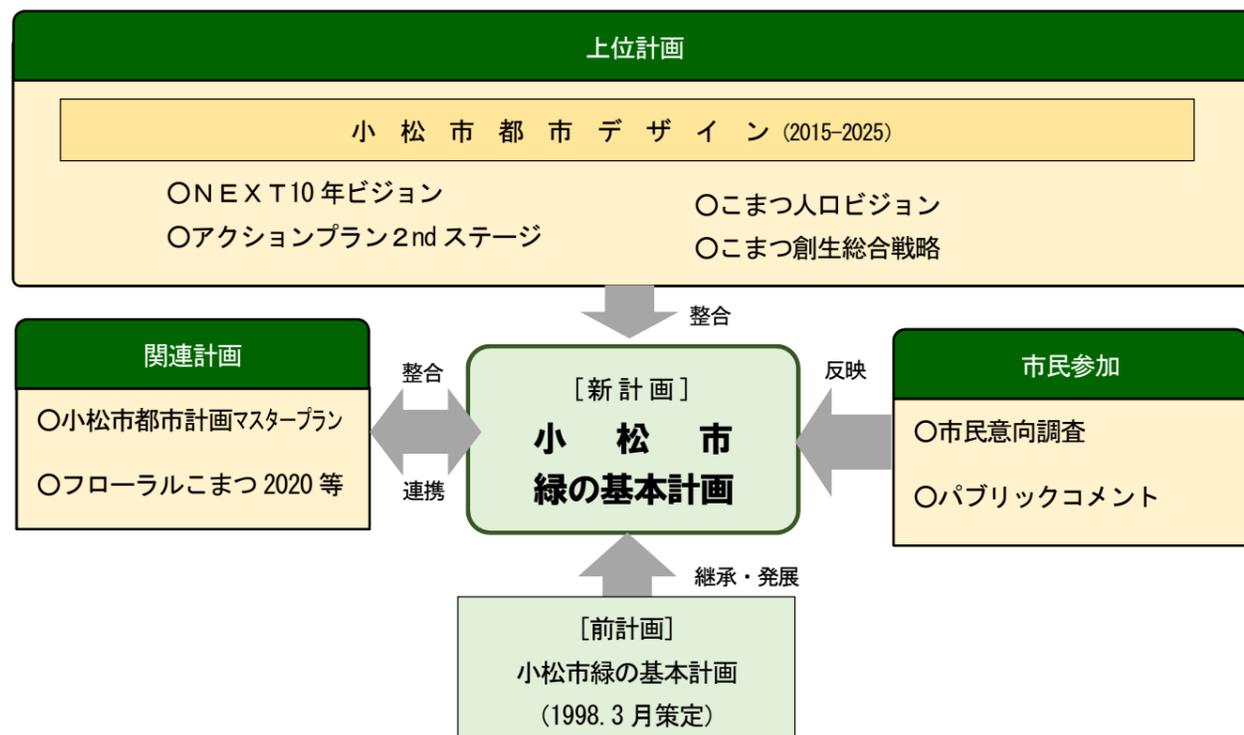
- 緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関して、将来に向けた目標や施策などを定める計画です。実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- 小松市では平成10年3月に「小松市緑の基本計画」を策定しましたが、計画策定から20余年の歳月が経過する中で、景観緑三法や都市農業振興基本法の制定や都市緑地法、都市公園法、都市計画法が改正されるなど、都市の公園緑地施策を取り巻く環境が大きく変化してきています。
- また、小松市では、花と緑の美しいまちづくり「フローラルこまつ」を策定し、「第66回全国植樹祭」など全国からのお客様に花と緑いっぱいのおもてなしを展開し、市民総参加によるみどりのまちづくりが進められています。
- しかしながら、人口減少・少子高齢化社会の到来に伴い、市民の価値観が多様化している中で公園緑地が有するストック効果を最大限に引き出す取り組みが求められています。
- これら社会情勢の変化や市民ニーズを見据えた新たな緑のまちづくりの方向性を示す「小松市緑の基本計画」を策定します。

【計画期間】2019～2040年度（概ね20年間）

【前期】 2019～2030年度 中間評価・見直し
 【後期】 2031～2040年度 全体評価・改正

2. 計画の位置づけ

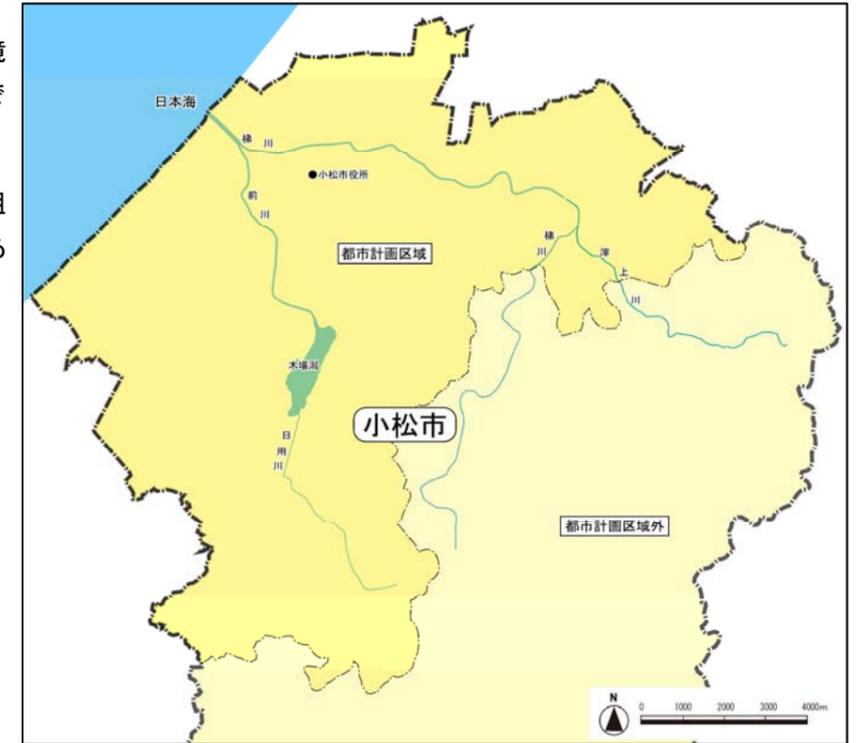
- 小松市の基本構想である「小松市都市デザイン」をはじめ、「小松市都市計画マスタープラン」や関連計画との整合・連携し、市民意識調査やパブリックコメント等の市民の意見などを反映しながら策定します。



3. 計画の対象

【対象区域】

- 山から海までつながる自然豊かな環境が、本市のみどりの骨格を形成する上で重要な役割を果たしています。
- これらの多様なみどりを活かした取り組みを進めるため、市全域を対象に緑のあり方について検討します。



【緑地の分類】

- 本計画で対象とする緑地は、都市公園をはじめとする施設緑地とともに、法律や条例で定められた地域制緑地に分類して検討します。

